

生活協同組合全国都市職員災害共済会 火 災 共 済 事 業 実 施 規 則

生活協同組合 全国都市職員災害共済会

生活協同組合全国都市職員災害共済会 火災共済事業実施規則

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、生活協同組合全国都市職員災害共済会共済事業規約（以下「規約」という。）第66条の規定に基づき、共済事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(扶養親族)

第 2 条 規約第8条第2項に規定する扶養親族とは、共済契約者と生計を一にする3親等内の親族（同居の姻族及び生活費、学資金又は医療費等を受けている3親等内の親族を含む。）とする。

(共済事故)

第 3 条 規約第2条第1項第1号及び第30条に規定する共済事故は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 火災による損害 火災による共済の対象の全部又は一部の焼失（消防又は避難に必要な処分を含む。）若しくは火災に随伴して生じた高熱、煙、ガス、蒸気等による損害
 - (2) 落雷による損害 共済の対象に直接落雷し、その衝撃のため当該共済の対象に生じた破壊損害又は火災損害及び落雷による異常電流の作用で共済の対象に生じた損害
 - (3) 破裂又は爆発による損害 プロパン、都市ガス等の気体又は蒸気の急激な膨張による破裂又は爆発により共済の対象に生じた損害。ただし、凍結による水道管、水管又はこれらに類するものの破裂又は爆発による損害を除く。
 - (4) 航空機の墜落若しくは接触又は航空機からの物体の落下による損害 航空機の墜落若しくは接触、爆風、音波の衝撃による損害及び航空機の付属品若しくは積載物の落下又は航空機からの投下物若しくは発射物による損害
 - (5) 車両の飛び込みによる損害 車両（積載物を含む。）の衝突若しくは接触により共済の対象に生じた損害
 - (6) 同一の建物の上層階に居住する他人の住居のいっ水により生じた水漏れによる損害 他人の住居で生じた偶然の事故を原因とするいっ水による水漏れによって共済の対象に生じた損害
 - (7) 風害 台風、突風又は旋風等によって共済の対象に生じた損害。ただし、砂塵、塩分又は煤煙等による損害を除く。
 - (8) 水災 暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等によって共済の対象に生じた損害
 - (9) 雪災 積雪、雪崩又は降雪等によって共済の対象に生じた損害
- 2 規約第30条第10号に規定する「前各号の損害によって生じた見舞金等の費用等の支出」とは、前項に規定する共済事故の発生に付随する規約第35条に規定する臨時費用、残存物取片付費用及び失火見舞費用の支出をいう。

(共済の対象の範囲)

第 4 条 規約第 8 条第 2 項第 1 号に規定する共済の対象となる建物については、次の用途に使用する併用住宅（組合員が居住する部分を除く。）又は営業用建物を除く。

- (1) 油商、火薬類販売業、ガソリンスタンド、玩具商、塗料・ペンキ・ワニス・灯油・プロパン販売
- (2) 食堂、料理店、飲食店、喫茶店、キャバレー、ナイトクラブ、バー、貸座敷、待合、割烹
- (3) 映画館、演芸場、観覧場、舞踏場、麻雀屋、パチンコ屋、遊技場、ボーリング場、スケート場、海水浴場施設その他遊技娯楽施設
- (4) 工場、作業場

2 規約第 8 条第 2 項第 1 号に規定する共済の対象となる建物には、次の各号に掲げる建物を含むものとする。

- (1) 同一敷地内で建物に隣接する別棟の納屋、物置及び車庫等の居住用建物の付属建物（敷地を異にする場合も同様とする。）
- (2) 共済契約者又はその扶養親族が所有する別荘で、月 1 回以上の見回り、点検等の管理を行っているもの

(共済の対象である建物の特例)

第 5 条 共済の対象である建物につき規約第 16 条第 1 項第 4 号に掲げる事実があり、その旨をこの組合に通知したときは、この組合は、次の各号に該当し、かつ、当該建物について月 1 回以上の見回り、点検等の管理を行う場合に限り承認するものとする。

- (1) 転勤、出張、入院等又は崖崩れなどの危険の発生に伴い、空家若しくは無人となった建物で、再入居を前提としたもの
- (2) 共済契約者又はその扶養親族が所有する貸家で、入居者の移転に伴い暫時空家若しくは無人となったもの

(承諾通知書)

第 6 条 規約第 11 条に規定する承諾通知書は、組合員証を兼ねるものとする。

第 2 章 短期共済契約

(短期の共済期間)

第 7 条 規約第 7 条ただし書の規定により、1 年未満の短期の共済期間とすることができる特別の事由がある場合とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 共済契約の申込者が共済契約の期間を、その所属する支部の他の共済契約者の共済契約期間と同一にしようとするため必要があるとき。
- (2) 共済契約者が共済契約期間の中途において、共済契約の口数を増加する契約をしようとする場合に、その共済契約の終期を前の共済契約の終期と同一の日とするため必要があるとき。

(共済掛金額の特例)

第 8 条 前条の規定により、共済掛金を払込む場合の 1 口当たりの共済掛金額は、次の 1 ヶ月当たりの共済掛金額（共済契約期間 1 年に対する共済掛金の額の 1/2 分の 1 相当額。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを 1 円に切り上げる。）に共済契約期間の月数を乗じて得た金額とする。

契約の種類	1 ヶ月当たりの共済掛金額
木造共済掛金額	25 円
耐火造共済掛金額	17 円
木造共済掛金額 (風水雪害特約を含む。)	46 円
耐火造共済掛金額 (風水雪害特約を含む。)	38 円

第 3 章 共済の対象の価額及び損害額の算定基準等

(共済の対象の価額の算定基準)

第 9 条 規約第 3 4 条第 1 項及び第 4 項に掲げる共済の対象の価額の算定については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建物 延面積に標準建築費(別表第 1 経年減価率表使用要領 2)を乗じて得た額から、別表第 1 に掲げる経年減価率に基づき算出した額を控除した額
- (2) 動産 別表第 2 動産標準評価表に基づいて算出した額から 20%相当額を控除した額

2 規約第 10 条に規定する共済契約の再取得価額の特約及び第 55 条に規定する特約共済金に係る共済の対象の価額の算定については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建物 延面積に標準建築費(別表第 1 経年減価率表使用要領 2)を乗じて得た額
- (2) 動産 別表第 2 動産標準評価表に基づいて算出した額

(損害額の算定基準)

第 10 条 規約第 3 4 条第 1 項から第 4 項及び第 55 条に規定する損害額(規約第 28 条第 2 項に規定する費用を含む。)の算定については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建物 焼失面積に標準建築費(別表第 1 経年減価率表使用要領 2)を乗じて得た額から、別表第 1 に掲げる経年減価率に基づき算出した額を控除した額
- (2) 動産 損害を受けた動産と同種同様のものの再購入に要する見積額から、当該見積額の 20%相当額を控除した額

2 再取得価額の特約に係る損害額の算定については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建物 焼失面積に標準建築費(別表第1経年減価率表使用要領2)を乗じて得た額
- (2) 動産 損害を受けた動産と同種同様のものの再購入に要する見積額

3 燃焼機器、暖房機器及び電気機器等の過熱によって生じた当該機器のみの損害は、共済事故による損害から除くものとする。

(臨時費用共済金)

第11条 第三者の行為により共済の対象に損害が発生し、第三者から当該損害を賠償されたときにおいても当該損害が共済事故による損害に該当する場合は、規約第35条第1項第1号に規定する臨時費用共済金を支払うものとする。なお、この場合、規約第35条第2項中共済金とあるのは第三者の賠償額と読み替えるものとする。

(残存物取片付費用共済金)

第12条 規約第35条第1項第2号及び第3項にいう残存物取片付けに要した費用とは、共済事故が発生した場合において、損害を受けた共済の対象の取りこわし費用、取片付清掃費用及び搬出費用をいう。ただし、損傷の修理のために最小限必要な取りはずし除去費用等修理費の一部として共済金の対象とするものについては、残存物取片付費用に含まないものとする。

(失火見舞費用共済金)

第13条 規約第35条第1項第3号にいう共済の対象又は共済の対象を収容する建物は、同建物の所有者の占有する部分(区分所有建物の共有部分を除く。)とし、同建物の所有者以外の者の占有する部分から発生した損害については、失火見舞費用共済金対象としないものとする。

2 規約第35条第1項第3号の損害には、消火活動による水漏れ、汚損又はき損を含み、煙損又は臭気の付着の損害は除くものとする。

(共済金の支払請求手続)

第14条 規約第37条第2項第3号に掲げる「その他特にこの組合の要求する書類」とは、次の各号に定める書類をいう。

- (1) 共済対象物の被害写真
- (2) 被災した建物の平面図及び動産の配置図
- (3) その他共済事故関係の新聞記事等事故確認の参考となる書類

(共済金の内払)

第15条 共済の対象について全焼又はこれに準ずる程度の損害が生じた場合において、共済契約者から申し出があり、この組合が必要と認めたときは、規約37条の規定にかかわらず、共済金の内払いをすることができる。

2 前項の規定により内払いできる共済金の額は、共済契約金額の80%に相当する金額以下とする。

第4章 審査委員会の組織および運営

(委員会の審査事項)

第16条 審査委員会(以下「委員会」という。)は、規約第60条第1項の規定により、
共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者から、
異議の申立があったとき、これを審査するものとする。

(委員会)

第17条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

(委員の構成)

第18条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 役員 3人以内
- (2) 学識経験のある者 3人以内
- (3) 組合員 3人以内

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は非常勤とする。

(委員長及び副委員長)

第20条 委員会に、委員長及び副委員長をおき、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(委員会の議事)

第21条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員として委員会の議決の数に加わる権利を有しない。

(審査の結果報告)

第22条 委員長は、審査が終ったときは、直ちにその結果を会長に報告しなければならない。

(支部の業務)

第23条 規約62条第2項に規定する支部の業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共済契約申込書の受理に関すること。
- (2) 共済掛金の受入れ及び払戻しに関すること。
- (3) 共済金の支払いに関すること。
- (4) 組合員の共済事業への加入の促進に関すること。

第5章 雑則

(承継組合員の要件)

第24条 規約第65条第2項に基づく組合員(以下「承継組合員」という。)となる資格を有する者は、死亡した共済契約者の配偶者で、当該共済契約者が共済契約を締結している建物に居住している者とする。

2 承継組合員の承認申請手続は、共済契約者の死亡した翌日から当該共済契約の共済期間の末日の翌日から3か月を経過する日までに行うことができるものとする。

3 承継組合員が死亡したときは、規約第65条第2項に基づく承継はできないものとする。

(承継組合員の共済契約の範囲)

第25条 承継組合員が組合と締結できる共済契約は、承継組合員又は死亡した共済契約者の扶養親族が所有する建物に係るもの(当該建物内に収容されている動産に係るものを含む。)とする。

2 前項の場合には、共済契約を締結している建物内に収容している動産に係る共済契約を新たに締結することができるものとする。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会がこれを定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、昭和40年7月1日から施行する。

(廃止規定)

第2条 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 全国都市職員災害共済会審査委員会組織規程
- (2) 全国都市職員災害共済会共済金給付規程

附 則

この規則は、昭和43年4月1日発効の分から施行する。

附 則

この規則は、昭和44年2月5日から施行する。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 5 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 6 2 年 5 月 2 3 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に効力生じた共済契約については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前の旧規約第 6 条第 2 項の規定による契約については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 5 月 2 8 日から施行し、改正後の第 4 条第 2 項及び第 5 条の規定は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、共済事業規約認可の日（令和元年 6 月 2 1 日）から施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則に規定する掛金額算出方法書と事業実績との間に著しい乖離が生じたときは、これを見直すものとする。

別表第1 経年減価率表

建物の経過年数	木造建物	耐火造建物
5年まで	0 %	0 %
6年～15年	7	5
16年～25年	14	10
26年～35年	20	15
36年～45年	25	20
46年以上	30	25

使用要領

- 1 この経年減価率表は、建物の価額たる共済価額を算出するために使用する。
- 2 共済価額は、標準建築費から減価額(標準建築費×経年減価率)を差し引いて算出する。ただし、標準建築費は、木造にあつては3.3平方メートル当たり50万円(50万円から70万円まで5万円単位で増額することができる。)、耐火造にあつては、3.3平方メートル当たり70万円(70万円から90万円まで5万円単位で増額することができる。)とする。
- 3 耐火造とは、建物の主要構造のうち、外壁、梁、床および屋根が次の各号に定める構造で造られたものとする。
 - (1) 鉄骨・鉄筋コンクリート造り
 - (2) 鉄筋コンクリート造り
 - (3) 鉄骨コンクリート造り
 - (4) コンクリートブロック造り
- 4 木造とは、耐火造以外の建物をいい、防火造建物までを含むものとする。

別表第2

動産標準評価表

(単位・万円)

世帯主の年齢	動産標準価額
25歳前後 (27歳以下)	300～500
30歳前後 (28歳～32歳)	400～800
35歳前後 (33歳～37歳)	550～1,100
40歳前後 (38歳～42歳)	600～1,400
45歳前後 (43歳～47歳)	650～1,700
50歳前後 (48歳以上)	700～2,000
単身世帯	250～700

この表に掲げる金額で共済金額を契約した場合は、特約とする。

生活協同組合全国都市職員災害共済会 承継組合員承認基準規則

生活協同組合 全国都市職員災害共済会

生活協同組合全国都市職員災害共済会 承継組合員承認基準規則

(目的)

第 1 条 この規則は、全国都市職員災害共済会定款（以下「定款」という。）第 6 条第 2 項に定める「この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者」であって、かつ、この組合の事業を利用することを適当とするもの（以下「承継組合員」という。）の承認基準について定め、もって承継組合員の福祉の向上を図ることを目的とする。

(承継組合員の資格)

第 2 条 承継組合員となることができる者は、死亡により脱退に至った組合員と同一世帯で生計を一にする配偶者とする。

2 承継組合員の配偶者については、前項の規定は適用しない。

3 死亡により脱退に至った組合員が在職していた職域において、事務取扱いが可能な者

(利用できる共済契約)

第 3 条 利用できる共済契約の対象は、次の各号の全てを満たす現に契約中の建物及び建物に収容している動産並びに自動車とする。

(1) 組合員以外の者を被共済者とする共済契約

ただし、組合員を被共済者とする共済契約を含むものとする。

(2) 共済事業規約及び自動車共済事業規約に共済契約の権利義務の承継に係る定めのある共済契約

(3) 組合員が共済契約者であった共済契約

2 前項の規定にかかわらず、真にやむを得ない理由があるときは、現に契約中の建物及び建物に収容している動産並びに自動車に替えて、新たな建物及び建物に収容している動産並びに自動車を共済契約することができるものとする。

(利用できる共済契約の期間)

第 4 条 承継組合員の利用できる共済契約の期間は、自由脱退、除名又は死亡脱退するまでの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、真にやむを得ない理由があるときを除き、当組合が行う共済事業を利用しない状態が生じたときは、自由脱退したものとみなす。

(承認の手続)

第 5 条 第 2 条に定める資格を有する者は、この組合の理事会において承認を受け、組合員となることができる。

2 この承認基準に適合する者から承認申請があったときは、申請があったときに承認されたものとみなし、理事会において事後追認することができるものとする。

3 前項の申請は、共済契約者の死亡の翌日から組合員が締結していた共済期間の末日の翌日から 3 か月を経過する日までに行わなければならない。

(出資金の払込み)

第 6 条 承継組合員は、新たに出資金を払込むものとする。

(その他の事項)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、承継組合員の承認基準の取扱いに関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この承認基準規則は、共済事業規約及び自動車共済事業規約認可の日（令和元年 6 月 21 日）から施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。

生活協同組合全国都市職員災害共済会 自動車共済事業取扱規則

生活協同組合 全国都市職員災害共済会

生活協同組合全国都市職員災害共済会
自動車共済事業取扱規則

（総 則）

第 1 条 この取扱規則は自動車共済事業規約（以下「規約」という。）第 9 4 条の規定にもとづき共済事業の実施に関し必要な事項を定める。

（共済契約者の範囲）

第 2 条 規約第 4 条に規定する組合員は生活協同組合全国都市職員災害共済会

（被共済自動車の範囲）

第 3 条 規約第 5 条にいう配偶者は、内縁を含むものとする。

2 規約第 5 条に規定する被共済自動車は、共済契約者、共済契約者の配偶者、共済契約者と同一世帯に属する親族又は共済契約者の配偶者と同一世帯に属する親族が所有し、かつ、共済契約者、共済契約者の配偶者、共済契約者と同一世帯に属する親族又は共済契約者の配偶者と同一世帯に属する親族が常時運行の用に供している次表に掲げる自家用の自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、及び 1 年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含む。）とする。ただし、営業目的に使用されている自動車を除くものとする。（以下「組合」という。）の組合員とする。

（1）普通及び小型乗用車

用途及び車種	自動車分類番号	登録番号標の塗色
自家用普通乗用車	3、 3 0 ～ 3 9、 3 0 0 ～ 3 9 9	白地に緑文字
自家用小型乗用車	5、 5 0 ～ 5 9、 5 0 0 ～ 5 9 9 7、 7 0 ～ 7 9、 7 0 0 ～ 7 9 9	
自家用普通貨物車	1、 1 0 ～ 1 9、 1 0 0 ～ 1 9 9	
自家用小型貨物車	4、 4 0 ～ 4 9、 4 0 0 ～ 4 9 9 6、 6 0 ～ 6 9、 6 0 0 ～ 6 9 9	

(2) 軽四輪乗用車

用途及び車種	自動車分類番号	登録番号標の塗色
自家用軽四輪乗用車	50 ～ 59、 500 ～ 599	黄地に黒文字
自家用軽四輪貨物車	40 ～ 49、 400 ～ 499	
	60 ～ 69	地に緑文字

(3) 自動二輪車

車 種	総排気量	登録番号標の塗色
小型自動二輪車	総排気量250cc超	白地に緑文字
軽自動二輪車	総排気量125cc超250cc以下	
原動機付自転車	総排気量50cc以下	白地に濃紺文字
	総排気量50cc超90cc以下	黄地に濃紺文字
	総排気量90cc超125cc以下	桃地に濃紺文字

2 前項に規定する自家用の自動車とは、通勤、買物及びレジャー等に使用するものをいう。

(共済期間の始期及び終期)

第4条 規約第8条の規定による共済期間は、共済契約が効力を生じた月の第1日（初日）から起算して、その期間の最終月（12ヵ月目）の末日を満期日とする。

(短期の共済期間)

第5条 規約第8条ただし書きの規定により、1年未満の短期の共済期間とすることができる特別の事由がある場合とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 共済契約の申込者が共済契約の期間を、その所属する支部の他の共済契約者の共済契約期間と同一にしようとするため必要があるとき。

(2) 共済契約者が共済期間の中途において、共済期間の終期を既共済契約と同

一にして共済契約の追加をしようとするとき。

(承諾通知書)

第 6 条 規約第 1 1 条に規定する承諾通知書は、組合員証を兼ねるものとする。

(共済掛金の払込み)

第 7 条 規約第 1 4 条に規定する共済掛金の払込みは年払いとし、月払いによる払込みは取扱わないものとする。

(共済掛金の払戻し)

第 8 条 規約第 2 4 条第 1 項に規定する共済契約の解除には、加入月を統一するための解約を含むものとする。

(共済金の支払い)

第 9 条 規約第 3 2 条及び第 3 3 条に規定する損害賠償額のほか、次の費用を 共済金額の範囲内で支払うものとする。

(1) 損害防止軽減費用

事故が発生した場合、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を防止し、又は軽減するための費用

(2) 求償権の保全行使手続費用

被共済者が賠償責任を負担することによって、他人に対する次の求償権を取得し、求償するための費用

① 共同不法行為に対する請求

② 道路管理の瑕疵にもとづく責任

③ 土地の工作物などの占有者及び所有者の責任

④ 自動車に内在する欠陥や瑕疵にもとづく責任を売主に追求し得る場合

⑤ 自動車の整備の瑕疵にもとづく責任を整備業者に請求できる場合

(3) 緊急措置費用

対人事故でその事故が賠償責任事故として判明しなくても、人命救助のため緊急措置に要した費用は、後日被共済者に賠償責任のないことが判明してもてん補する。

(共済金決定の方法)

第 1 0 条 規約第 3 2 条及び第 3 3 条に規定する共済金の支払い事由が生じた場合に対人賠償、対物賠償については、規約に定めるもののほか、別に定める「対人損害賠償額認定基準」「対物損害賠償額認定基準」により行う。

(共済金の内払い)

第 1 1 条 共済契約者から申出があり、この組合が必要と認めた場合は、規約第 7 9 条の規定にかかわらず対人賠償に限り共済金の内払いをすることができる。

(10万円単位とし、200万円を限度とする。)

(委員会の審査事項)

第12条 規約第88条第4項に規定する事項は、生活協同組合全国都市職員災害共済会火災共済事業実施規則第4章審査委員会の組織及び運営の規定を適用するものとする。

(支部の業務)

第13条 規約第90条第2項に規定する支部の業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共済契約申込書の受理に関すること。
- (2) 共済掛金の受入れ及び払戻しに関すること。
- (3) 共済金の支払いに関すること。
- (4) 組合員の共済事業への加入の促進に関すること。

(承継組合員の要件)

第14条 規約第93条第2項に基づく組合員（以下「承継組合員」という。）となる資格を有する者は、死亡した共済契約者の配偶者とする。

- 2 承継組合員の承認申請手続は、共済契約者の死亡した翌日から当該共済契約の共済期間の末日の翌日から3か月を経過する日までに行うことができるものとする。
- 3 承継組合員が死亡したときは、規約第93条第2項に基づく承継はできないものとする。

(承継組合員の共済契約の範囲)

第15条 承継組合員が組合と締結できる共済契約は、承継組合員又は死亡した共済契約者と同一世帯に属する親族が所有し、かつ、承継組合員又は死亡した共済契約者と同一世帯に属する親族が常時運行の用に供している次の各号に掲げる自家用の自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、及び1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含む。）とする。ただし、営業目的に使用されている自動車を除くものとする。

- (1) 普通及び小型乗用車
- (2) 軽四輪乗用車
- (3) 自動二輪車（原動機付自転車を含む。）

(実施細目)

第16条 この取扱規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会がこれを定める。

附 則

この取扱規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和 5 3 年 5 月 2 2 日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和 5 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和 5 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱規則は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に効力を生じた共済契約については、なお従前の例による。

附 則

この取扱規則は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に効力を生じた共済契約については、なお従前の例による。

附 則

この取扱規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に効力を生じた共済契約については、なお従前の例による。

附 則

この取扱規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱規則は、自動車共済事業規約認可の日（令和元年 6 月 2 1 日）から施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則に規定する掛金額算出方法書と事業実績との間に著しい乖離が生じたときは、これを見直すものとする。

生活協同組合全国都市職員災害共済会 地震災害見舞金支給規則

生活協同組合 全国都市職員災害共済会

生活協同組合全国都市職員災害共済会 地震災害見舞金支給規則

(趣 旨)

第 1 条 この組合は、組合員が現に居住し、かつ、共済の対象である建物又はその建物内に収容されている共済の対象である動産又は組合員が現に居住している建物内に収容されている共済の対象である動産に、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（地震等が生じた後における事故の拡大防止又は緊急避難に必要な処置によって共済の対象について生じた損害を含む。）が生じ、共済の対象である建物又は動産の損害の額が20万円を超える場合は、予算の定めるところにより地震災害見舞金を支給することができる。

(地震災害見舞金の額)

第 2 条 地震災害見舞金の額は、損害の割合に応じ、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に別表地震災害見舞金支給基準に定める1口当たりの支給額を乗じて得た額とする。ただし、実損害額を限度とする。

2 地震災害見舞金の最高限度額は100万円とする。

(損害の割合)

第 3 条 前条の損害の割合は、損害額の当該被災物件に係る再取得価額（火災共済事業実施規則第9条第2項の規定により算定した額をいう。）に占める割合とする。この場合において、損害額は、建物にあっては、被災個所の復旧に要する建築業者等の見積額とし、動産にあっては、その修理費、洗濯代及び使用不能の場合においてはその物と同種同様のものの購入費とする。ただし、建物又は動産のそれぞれにつき別個に算定する。

2 前項に規定する再取得価額は、建物にあっては、共済契約申込書に記載された再取得価額とし、動産にあっては、火災共済事業実施規則別表第2動産標準評価表に定める金額とする。

(異常災害時における地震災害見舞金の額)

第 4 条 大規模地震等による異常災害の発生により、この組合が支給すべき地震災害見舞金の額が、予算に定める額を超えるときは、理事会の承認を得て予算額を超えて支給することができる。ただし、支給総額は災害等見舞金積立金の額を限度とし、支給総額がこれを超える可能性のあるときは、理事会の承認を得て個々の支給額について、当該積立額を総支給見込額で除した数値を乗じた額に減額する。

2 前項の場合において、請求が集中し年度内に支払いを終えることが困難であるときは、理事会の承認を得て分割払又は支払の繰延によって、次年度に支払うことができるものとする。

(災害等見舞金積立金)

第 5 条 定款第68条第3号に規定する運用収益は、毎事業年度の剰余金処分において災害等見舞金積立金として積み立て、見舞金の支給に充てるものとする。

- 2 前項の積み立てる額は、納付した、又は納付すべき税額並びに資産運用費用を控除した後の資産運用収益額に、火災共済に関する資産の額を火災共済に関する資産と自動車共済に関する資産の合計額で除した数値を乗じて得られる額を限度とする。

(地震災害見舞金の請求)

第 6 条 地震災害見舞金の支給を受けようとする者は、地震災害見舞金請求書に次に掲げる書類を添えて、この組合に提出するものとする。

- (1) 火災共済契約承諾通知書（写）
- (2) 消防署長又は市町村長等関係官署の罹災証明書
- (3) 被災物件の写真（損害の実態を明らかにできるカラー写真 4 枚以上）
- (4) 損害見積書
- (5) その他住民票等この組合が必要とする書類

(地震災害見舞金の請求期間)

第 7 条 前条の地震災害見舞金の請求は、地震災害の発生した日から 3 年以内に行うものとする。

(実施細目)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、地震災害見舞金の支給に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に生じた損害については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に生じた損害については、従前の支給基準を適用する。

別 表 地震災害見舞金支給基準

損 害 の 割 合	共済契約 1 口当たりの支払額
全 部	20,000 円
$\frac{1}{2}$ 以上	12,000 円
$\frac{1}{3}$ 以上	8,000 円
$\frac{1}{3}$ 未満	3,000 円

生活協同組合全国都市職員災害共済会 火災共済事業傷害等見舞金支給規則

生活協同組合 全国都市職員災害共済会

生活協同組合全国都市職員災害共済会 火災共済事業傷害等見舞金支給規則

第1章 総 則

(通 則)

第 1 条 この組合が支給することができる火災共済事業の傷害等に関する見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 地震災害傷害等見舞金

ア 地震災害死亡弔慰金

イ 地震災害入院見舞金

(2) 火災等災害入院見舞金

(3) 交通災害給付金

ア 交通災害死亡弔慰金

イ 交通災害入院見舞金

(4) 死亡弔慰金

2 この組合は、前項に規定する見舞金については、予算の定めるところにより支給することができる。

第2章 地震災害傷害等見舞金

(趣 旨)

第 2 条 地震災害見舞金支給規則第1条に規定する地震災害見舞金が支給される場合において、被共済者（組合員又は組合員と同居する2親等以内の親族をいう。以下この規則において同じ。）がその事故に直接起因して死亡したとき又はその事故によって傷害を被り入院したときには、地震災害傷害等見舞金（地震災害死亡弔慰金及び地震災害入院見舞金をいう。以下この規則において同じ。）を支給することができる。

(地震災害死亡弔慰金)

第 3 条 被共済者が前条に規定する傷害を受けた日から180日以内に死亡したときには、地震災害死亡弔慰金をその者の遺族に支給することができる。

2 組合員が死亡した場合の地震災害死亡弔慰金の額は、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に共済契約1口当たり7,500円を乗じて得た額とする。ただし、地震災害死亡弔慰金の最高限度額は30万円とする。

3 組合員と同居する2親等以内の親族が死亡した場合の地震災害死亡弔慰金の額は、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に共済契約1口当たり2,500円を乗じて得た額とする。ただし、組合員と同居する2親等以内の親族1人についての地震災害死亡弔慰金の最高限度額は10万円とする。

(地震災害入院見舞金)

第 4 条 被共済者が第 2 条に規定する傷害を受けた日から 180 日以内に連続して 7 日以上の入院をしたときには、地震災害入院見舞金を組合員に支給することができる。

- 2 被共済者 1 人についての地震災害入院見舞金の額は、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に共済契約 1 口当たり 2,500 円を乗じて得た額とする。ただし、被共済者 1 人について、地震災害入院見舞金の最高限度額は 10 万円とし、1 事故につき 1 回の請求を限度とする。

(差額支給)

第 5 条 前条に規定する地震災害入院見舞金を受給した組合員が、その事故が原因で傷害を受けた日から 180 日以内に死亡したときには、その者の遺族に第 3 条に規定する地震災害死亡弔慰金と既に支給した地震災害入院見舞金との差額を支給することができる。

第 3 章 火災等災害入院見舞金

(趣 旨)

第 6 条 組合員が現に居住し、かつ、共済の目的である建物又はその建物内に収容されている共済の目的である動産又は組合員が現に居住している建物内に収容されている共済の目的である動産又は共済の目的である動産を収容し組合員が現に居住している建物が、共済事業規約第 30 条第 1 号から第 6 号までの共済事故によって損害を受けた場合において、被共済者がその事故によって傷害を被り入院したときには、火災等災害入院見舞金を支給することができる。

- 2 組合員が現に居住し、かつ、共済の目的である建物又はその建物内に収容されている共済の目的である動産又は組合員が現に居住している建物内に収容されている共済の目的である動産が、共済事業規約第 30 条第 7 号から第 9 号までの共済事故によって損害を受け第 32 条第 1 項第 2 号に規定する風水雪害共済金が支払われる場合において、被共済者がその事故によって傷害を被り入院したときには、火災等災害入院見舞金を支給することができる。

(火災等災害入院見舞金)

第 7 条 被共済者が前条に規定する傷害を受けた日から 180 日以内に連続して 7 日以上の入院をしたときには、火災等災害入院見舞金を組合員に支給することができる。

- 2 被共済者 1 人についての火災等災害入院見舞金の額は、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に共済契約 1 口当たり 2,500 円を乗じて得た額とする。ただし、被共済者 1 人について、火災等災害入院見舞金の最高限度額は 10 万円とし、1 事故につき 1 回の請求を限度とする。

第4章 交通災害給付金

(趣旨)

第8条 組合員が日本国内において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に掲げる車両の交通による災害（以下「交通災害」という。）を受け、組合員が死亡又は傷害により入院したときには、交通災害給付金（交通災害死亡弔慰金及び交通災害入院見舞金をいう。以下この規則において同じ。）を支給することができる。

(交通災害死亡弔慰金)

第9条 組合員が交通災害を受けた日から180日以内にその交通災害が原因で死亡したときには、交通災害死亡弔慰金をその者の遺族に支給することができる。

- 2 交通災害死亡弔慰金の額は、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に共済契約1口当たり7,500円を乗じて得た額とする。ただし、交通災害死亡弔慰金の最高限度額は30万円とする。

(交通災害入院見舞金)

第10条 組合員が交通災害を受けた日から180日以内にその交通災害による傷害が原因で連続して7日以上入院をしたときには、交通災害入院見舞金をその組合員に支給することができる。

- 2 交通災害入院見舞金の額は、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に共済契約1口当たり2,500円を乗じて得た額とする。ただし、交通災害入院見舞金の最高限度額は10万円とし、1事故につき1回の請求を限度とする。

(差額支給)

第11条 前条に規定する交通災害入院見舞金を受給した組合員が、その交通災害が原因でその交通災害を受けた日から180日以内に死亡したときには、その者の遺族に第9条に規定する交通災害死亡弔慰金と既に支給した交通災害入院見舞金との差額を支給することができる。

(支給制限)

第12条 この組合は、次の交通災害については交通災害給付金を支給しない。

- (1) 組合員の故意又は重大な過失による交通災害
- (2) 組合員の無免許運転又は酒気帯び運転による交通災害
- (3) 地震、洪水その他天災による交通災害
- (4) 自殺と認められる交通災害

第5章 死亡弔慰金

(趣 旨)

第13条 組合員（退職者組合員を除く。以下この章において同じ。）が第2条、第8条又は共済事業規約第47条に規定する支払事故以外の事由により死亡したときには、死亡弔慰金をその者の遺族に支給することができる。

(死亡弔慰金)

第14条 死亡弔慰金の額は、組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に共済契約1口当たり5,000円を乗じて得た額とする。ただし、死亡弔慰金の最高限度額は20万円とする。

2 共済事業規約第49条に規定する災害死亡共済金又は本規則に規定する地震災害死亡弔慰金又は交通災害死亡弔慰金を支給する場合は、死亡弔慰金は支給しない。

第6章 請求関係

(見舞金の請求)

第15条 地震災害傷害等見舞金、火災等災害入院見舞金、交通災害給付金及び死亡弔慰金の支給を受けようとする者は、請求書に次に掲げる書類を添えてこの組合に提出するものとする。

- (1) 医師の診断書又はその写し又は死亡診断書又はその写し
- (2) 組合員と同居の親族の死亡又は傷害である場合は、戸籍謄本及び世帯全員の住民票
- (3) 火災共済契約承諾通知書（写）
- (4) 交通災害給付金については、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書又はその写し
- (5) その他この組合が必要とする書類

(見舞金の請求期間)

第16条 地震災害死亡弔慰金、交通災害死亡弔慰金及び死亡弔慰金の請求は、死亡した日から3年以内に行うものとする。

2 地震災害入院見舞金、火災等災害入院見舞金及び交通災害入院見舞金の請求は、傷害を受けた日から3年以内に行うものとする。

(異常災害時における傷害等見舞金の額)

第17条 異常災害の発生により、この組合が支給すべき火災共済事業傷害等見舞金の額が、予算に定める額を超えるときは、理事会の承認を得て予算額を超えて支給することができる。ただし、支給総額は災害等見舞金積立金の額を限度とし、支給総額がこれを超える可能性のあるときは、理事会の承認を得て個々の支給額について、当該積立額を総支給見込額で除した数値を乗じた額に減額する。

- 2 前項の場合において、請求が集中し年度内に支払いを終えることが困難であるときは、理事会の承認を得て分割払又は支払の繰延によって、次年度に支払うことができるものとする。

（災害等見舞金積立金）

第 1 8 条 定款第 6 8 条第 3 号に規定する運用収益は、毎事業年度の剰余金処分において災害等見舞金積立金として積み立て、見舞金の支給に充てるものとする。

- 2 前項の積み立てる額は、納付した、又は納付すべき税額並びに資産運用費用を控除した後の資産運用収益額に、火災共済に関する資産の額を火災共済に関する資産と自動車共済に関する資産の合計額で除した数値を乗じて得られる額を限度とする。

（実施細目）

第 1 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（廃止規定）

第 2 条 次に掲げる規則は、廃止する。

- （1）生活協同組合全国都市職員災害共済会 交通災害給付金支給規則
- （2）生活協同組合全国都市職員災害共済会 死亡弔慰金支給規則

附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

『水・かぎトラブルの応急処置サービス』概要

I 全般に関する事項

1 サービスの利用について

- (1) 本サービスは、生活協同組合全国都市職員災害共済会火災共済にご加入いただている契約者のみをご利用いただける『付帯サービス』です。
- (2) 以下の事項は、本会が提供する本サービスに関する事項を定めたものです。

2 サービスの提供内容

本サービスは以下のサービスから構成されます。

- (1) 水まわりのトラブル・駆けつけサービス
- (2) かぎのトラブル・駆けつけサービス

3 サービスの対象（範囲）

本サービスは、本共済契約において、共済の対象となる建物、共済の対象となる動産を収容する建物のうち、被共済者（共済の対象の所有者）が専有・占有する居住部分を対象とします。

4 サービスの適用地域

- (1) 本サービスは、日本国内でのみ適用されます。
- (2) 一部の離島等の地域では本サービスの提供ができない場合があります。

5 サービスの対象期間

本サービスは、本共済契約の契約期間が対象期間となります。

6 サービスを提供できない場合

- (1) 本サービスは、以下の事項に該当する場合には、提供することができません。
 - ① 故意または重大な過失によって生じたトラブル
 - ② 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする場合
 - ③ 戦争または暴動を原因とする場合
 - ④ 風災、水災及び雪災などの自然災害を原因とする場合
- (2) 契約者ご自身で業者を手配された場合は、本サービスの対象外となります。
- (3) 本共済の共済金のお支払い対象となる事故による修理は、本サービスの対象外となります。

7 サービスをご利用いただく際のご注意事項

- (1) 本サービスの運営は、株式会社プライムアシスタンスに委託しています。
- (2) 本サービスは、委託会社と提携する専門業者（以下「提携業者」といいます。）を契約者にご紹介し、利用料金の一部または全部を本会が負担するものです。
- (3) 本サービスを提供する際、契約者の氏名、支部番号、加入番号等を確認し、本サービスの提供に必要な契約内容や契約者の情報を提携業者へ連絡します。
- (4) 交通事情、気象状況等により、サービスの着手に時間がかかる場合またはサービスの提供ができない場合があります。
- (5) 各サービス提供範囲外の費用は契約者のご負担となります。また、サービスのご利用後に、サービスの対象でないことが判明した場合、費用は全て契約者のご負担となります。
- (6) サービスを利用する際は、必ず「水・かぎトラブルの応急処置サービス」受付専用デスクまでご連絡ください。（事前に連絡がなく業者を手配された場合は、本サービスの対象外となります。）
- (7) サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- (8) サービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承ください。

II サービスの提供範囲

1 『水まわりのトラブル・駆けつけサービス』の提供範囲

- (1) トイレや台所・浴室・洗面所等の給排水管の詰まり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れが生じた場合に提携業者の手配を行い、詰まりの除去や水漏れを止めるための応急処置を実施します。（部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用については、サービスの対象外となり契約者のご負担となります。）
- (2) 応急処置に必要な費用には、出張費・作業代を含み、パッキン等の部品代を除きます。
- (3) 部品交換に関する部品代・作業代等の費用は契約者のご負担となります。
- (4) 便器等の脱着作業に関する費用は契約者のご負担となります。
- (5) マンションやアパート等の集合住宅における共用部分および公共機関等の管轄部分に生じた詰まり、水漏れは対象外です。
- (6) 給排水管の凍結を原因とする場合は、サービスの対象外です。
- (7) 屋外の水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れは本サービスの対象外です。

ロードサービス利用概要

第1章 ロードサービス全般に関する事項

第1条 利用規約の目的等

1. この利用規約は、生活協同組合 全国都市職員災害共済会（以下「当会」といいます。）が提供するロードサービスに関する事項を定めたものです。
2. 共済契約者および被共済者は、本利用規約をご承認のうえ、都市生協ロードサービスの提供を受けることができます。
3. 共済契約者は、都市生協ロードサービスの利用にあたり、当会の自動車共済契約承諾通知書（以下「承諾通知書」といいます。）の記載事項および都市生協ロードサービスに必要とされる情報を当会が提携するロードサービス会社に開示されることに同意するものとします。

第2条（都市生協ロードサービスの定義等）

1. 都市生協ロードサービスとは、当会がロードサービス会社と提携して提供する、日本国内の対象地域での被共済自動車の事故、故障によるトラブル（以下、この利用規約においては同じとします。）時の緊急対応サービスをさします。
2. 緊急対応サービスは、日本国内の対象地域で24時間365日利用可能とします。
3. 日本国内の対象地域とは、一部離島や航空機・日本船舶内を除く出動可能な日本国内の地域とします。

第3条（都市生協ロードサービスの概要）

都市生協ロードサービスでは、次のサービスを提供します。詳細は「第2章 各サービスの内容」に記載のとおりです。

- （1）自力走行不能な場合のレッカーけん引または積載車による搬送
- （2）現場にて実施可能な30分以内の応急対応サービス

第4条（対象となる車両と利用できる人）

1. 対象となる車両

当会の自動車共済事業規約に定める共済契約の承諾通知書に記載されている被共済自動車を対象とします。

2. 利用できる人

(1) 自動車共済事業規約及び同取扱規則に定める共済契約者、被共済者、共済契約者または被共済者の承諾を得て被共済自動車を運転中および搭乗中の人とします。尚、この利用できる人全員を総称して「利用者」といいます。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、利用者が次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、利用できる人に含みません。

- ① 反社会的勢力に該当すると認められる場合
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

第5条（適用期間）

自動車共済事業規約及び同取扱規則に定める承諾通知書に記載されている効力開始日から共済期間の末日（ただし、効力開始日以降、共済期間中であっても、共済契約の解約、解除、無効、取消等があった場合は除きます。）まで適用します。

第6条（適用条件）

- 1. 所定のフリーダイヤル（0120-104-636）に事前に連絡をいただき、共済契約の確認の後、当会が提携するロードサービス会社が出動手配したものに限りします。
- 2. 利用者が事前の連絡なしに都市生協ロードサービス以外のロードサービスを受けた場合は、適用になりません。
- 3. 都市生協ロードサービスを提供後、利用者がロードサービスを利用できる人でないことが判明した場合、都市生協ロードサービスに要した費用は、すべて利用者のご負担とします。

第7条（都市生協ロードサービス利用上の利用者の義務）

利用者は、都市生協ロードサービスの利用に際して以下の項目に従うものとします。

- (1) 都市生協ロードサービスの提供を受けるときは、係員の指示に従い、必要な協力を行うものとします。
- (2) 特殊作業料および被共済自動車の有料道路通行料金は、利用者のご負担とします。
- (3) 船舶、航空機における出動・搬送の実費は、利用者のご負担とします。

第8条（都市生協ロードサービスを提供できない主な場合）

以下の項目を原因として被共済自動車が自力走行不能となった場合には、都市生協ロードサービスを提供できません。

（１）都市生協ロードサービスの免責

- ① 利用者の故意または重大な過失により自力走行不能となった場合
- ② 被共済自動車が法令（道路運送車両の保安基準）に定める規格以外に改造またはメーカーの示す仕様と異なる改造を行っている場合
- ③ 競技・曲技（競技・曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用または競技・曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所等、通常の自動車走行に不適な場所（海岸・農地・河川敷等）で被共済自動車を使用した場合
- ④ メーカーが発行するマニュアルおよび車両貼り付けの注意・警告ラベル等に示す使用限度および条件を超えて使用した場合
- ⑤ 故意によりメーカーが発行するマニュアルに示す取り扱いと異なる方法で使用し、自力走行不能となった場合
- ⑥ 被共済自動車が有効な自動車検査証の交付を受けていない場合
- ⑦ 法令で定められた運転資格を持たない運転、酒気帯びを含む飲酒運転、麻薬・大麻・アヘン・覚せい剤・シンナー等服用の運転、ひき逃げ、あて逃げをしている等、悪質な運転をしていた場合
- ⑧ 疾病、眼鏡などの破損・紛失などにより自動車の運転に支障が出た場合
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）に起因する場合
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の場合
- ⑪ 核燃料物質（使用燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性、その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故の場合
- ⑫ ⑪で規定した以外の放射線照射または放射線汚染の場合
- ⑬ ①～⑫までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故の場合
- ⑭ 差し押さえ、收容、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使の場合。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑮ 詐欺または横領
- ⑯ 航空機、船舶による輸送期間中の損害の場合
- ⑰ パワーウィンドウ、エアコンなどの故障

- ⑱ 部品代（鍵再制作費用を含む。）、消耗品代、事故・故障またはトラブル以外での点検費用
- ⑲ すでに緊急対応がなされており、二次的なご利用の場合
- ⑳ 当会がロードサービスの利用について不適と判断した場合
- ㉑ 警察届出が必要な事故にも関わらず、警察への届出が未済の場合や車両の移動などについて警察の許可を受けていない場合は、ロードサービスの提供ができない場合があります。

（２）その他

- ① 事前に所定のフリーダイヤル等へ連絡がない場合
- ② 本利用規約の第７条（都市生協ロードサービス利用上の利用者の義務）に定める利用者の義務が遵守できない場合
- ③ 事故による救急搬送等を除き、都市生協ロードサービス提供時に利用者の立会いができない場合
- ④ 悪天候、災害、事故などで、作業に通常以上の危険が伴うと判断される場合
- ⑤ 都市生協ロードサービス提供時に第三者の所有物に損壊、第三者の権利・利益に制限もしくは損害が想定されるときに、第三者の承諾が得られない場合

第９条（都市生協ロードサービスが即時対応できない場合）

悪天候、災害、事故の多発などで、当会が提携するロードサービス会社の人手が著しく不足する場合は、即時対応ができないことがあります。

第１０条（都市生協ロードサービスの提供時の責任）

都市生協ロードサービスに起因する車両損害、人身事故、その他の損害については、当会または当会が提携するロードサービス会社に故意または重大な過失（運行中の賠償責任が発生する場合を除きます。）がない限り、当会および当会が提携するロードサービス会社は、その責任を負わないものとします。

第１１条（都市生協ロードサービスに関する疑義）

都市生協ロードサービスの内容（本利用規約で定めている内容全般）に関して解釈が分かれる場合は、原則として当会の解釈に準ずることとします。

第１２条（権利の消滅）

本利用規約における利用者の全ての権利は、以下の場合、理由の如何を問わず、消滅するものとします。

- (1) 共済契約者が、自動車共済契約にもとづく共済掛金の支払いを怠った場合
- (2) 利用者で、かつ自動車共済契約に定める被共済者に該当する者が、自動車共済事業規約および同取扱規則に定められた事項を遵守していないと当会が判断した場合
- (3) 利用者が、本利用規約の第7条（都市生協ロードサービス利用上の利用者の義務）に違反し、その違反が本利用規約の重大な違反となると判断した場合

第13条（終了、中止、変更等）

当会は、予告することなく都市生協ロードサービスを終了もしくは中止、または内容の変更ができるものとします。

第14条（代位権の行使等）

被共済自動車のリコールや相手のある交通事故等で第三者に損害を請求できる場合は、当会が支払いをした都市生協ロードサービス料金について、利用者の権利を害さない範囲で利用者が当該第三者に対して有する権利を取得します。（当会が当該第三者に求償することがあります。）

第15条（超過料金・都市生協ロードサービス対象外作業料）

1. 本利用規約の「第2章 各サービスの内容」で定めた都市生協ロードサービスを超えた諸費用は、サービスを受ける利用者のご負担とします。
2. 利用者のご負担とは、本利用規約の第4条（対象となる車両と利用できる人）で定めた内容以外に、利用者が受けられるサービスをさします。
3. 都市生協ロードサービスを提供後、被共済自動車に必要な処置がなされずに同一の故障またはトラブルに対して、再度出動要請があった場合は、利用者のご負担とします。
4. 都市生協ロードサービスを提供した後に、本利用規約の第12条（権利の消滅）に定める事由が判明した場合、利用者の権利は消滅し、利用者に対しその費用を請求します。
5. 契約者の都合により、ロードサービス業者が現場で待機した費用は利用者のご負担とします。

第16条（個人情報の取り扱い）

- (1) 利用者は、承諾通知書の記載事項および都市生協ロードサービスの提供に必要とされる情報をサービス実施者がサービスを提供する上で必要な範囲内で利用することに同意するものとします。
- (2) サービス実施者は、承諾通知書の記載事項および都市生協ロードサービスの提供に必要とされる情報を、サービス実施者間で共同利用できるものとします。

- (3) サービス実施者が取得した個人情報、当会の業務遂行上必要な範囲内で利用することがあります。

第 17 条（管轄裁判所）

利用者と当会あるいは当会が提携するロードサービス会社との間で、本利用規約に基づく都市生協ロードサービス内容等に関する訴訟については、当会の事務所の所在地または共済契約者または被共済者の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、管轄裁判所とすることに合意します。

第2章 各サービスの内容

都市生協ロードサービスの範囲は、以下に定めるとおりとします。

(1) 自力走行不能な場合のレッカーけん引または積載車による搬送

自力走行が困難な場合に、レッカー等の手配をし、現場から利用者の指定先まで上限100kmを都市生協ロードサービスの対象として被共済自動車を搬送します。(以下「レッカーサービス」といいます)

- ① 自力走行不能とは、事故、故障によるトラブルにより動かない、もしくは道路交通法上、運転してはいけない状態をいいます。ただし降雪が原因でタイヤがスリップして動けない状態の場合は、以下の要件をすべて満たす場合のみロードサービスの対象となります。(要件を満たさない場合でも、利用者から要請があった場合は、レッカーサービスの手配のみは行いますが、その費用は利用者のご負担となります。)

(イ) 雪対応タイヤ、またはチェーンを装着している。

(ロ) 自宅でのトラブルにて、お客様自身で一定の除雪作業を行ったにも関わらず、トラブルが解決しない。

- ② レッカーサービスの費用とは、基本料・作業料・けん引料をいいます。脱輪等は次の

(2) ⑤のサービスの範囲までを対象としますが、被共済自動車が転落した場合等の引き上げ作業の費用や有料道路通行料金などは利用者のご負担となります。

- ③ 即日入庫ができない場合、原則レッカー業者が保管し翌日入庫先へ搬送します。その際の都市生協ロードサービス対象けん引距離は、トラブル現場からレッカー業者の所在地とレッカー業者の所在地から入庫先までを合算した距離とします。

- ④ レッカーサービスは、入庫先までの搬送のみとし、入庫後の二次搬送については利用者のご負担とします。

(2) 現場にて実施可能な30分以内の応急対応サービス

被共済自動車が事故、故障によるトラブルにより自力走行不能となった場合、現場での応急修理(30分程度の修理)を都市生協ロードサービスの対象とします。ただし、オイル代・部品代等の実費は、利用者のご負担となります。

- ① バッテリーあがりのジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)作業

ただし、サービスを以前にご利用の際に当会等からバッテリーの点検・交換が必要とのアドバイスを受けていたにも関わらず、対応をしないまま再度要請があった場合には対象となりません。

- ② パンク等でのスペアタイヤ交換作業及び車載修理キットによる応急処置(チェーンの着脱は行いません。)

ただし、本格的な修理、スペアタイヤ以外のタイヤ交換は対象外となります。

- ③ 燃料切れ時のガソリン等お届けサービス（レギュラー、ハイオクまたは軽油の 10 リットルまでの配達とし、燃料代は利用者のご負担となります。）

ただし、自宅駐車場または同等の保管場所での燃料切れは対象となりません。

- ④ 鍵の開錠（国産・外車の一般シリンダーインロック開錠）作業

鍵の作成費用は利用者のご負担となります。また、特殊シリンダー・セキュリティー付きの開錠、紛失・盗難時の鍵開けおよびレッカーけん引は利用者のご負担となります。

以下の場合、現場での開錠を行わないことがあります。

ア）被共済自動車の所有者と依頼人が別人で身分を証明できない場合

イ）被共済自動車の所有者でも身分を証明できない場合

- ⑤ 脱輪落輪引き上げ・降雪時のスタック引き出しサービス

被共済自動車が外出先で側溝等へ落ちてしまった場合の引き上げ・引き出し作業を行います。

ただし、クレーン等を伴う作業および特殊作業は、作業料が利用者のご負担となります。また、降雪時のスタック引き出しについては、夏タイヤでのトラブル、パンク時以外のタイヤの履き替え・チェーンの着脱および除雪作業はサービスの対象となりません。

- ⑥ プラグ交換等の現場応急修理

プラグや電球等の交換など、現場で 30 分程度の軽作業を行います。

ただし、部品代や消耗品代は利用者のご負担となります。